

やまぐち結婚応援センターPR推進業務に係る

質問及び回答

【質問1】

各予算の上限額の中に著名人やインフルエンサーの起用に係る費用は含まれますか。

例) 動画制作への出演料、WEB広告に起用する等もそれぞれの上限予算内で納める必要があるのか。それとも、起用に係る費用は別予算でよいのか。

【回答】

- ・ 仕様書3(1)ア～ウについては、協賛事業所の登録促進や昨年度に作成した動画の放送及び広告掲載であるため、ア～ウの業務における著名人やインフルエンサーの起用は想定していません。
- ・ ただし、エ・オについては、著名人やインフルエンサーを起用する提案は可能です。
- ・ エの動画作成は、上限額を設けているため、起用に係る費用は上限額内にしてください。
- ・ 一方で、オのその他には、上限額を設けていないため、起用に係る費用の上限はありませんが、見積書の総額は、実施要領2(予算限度額)に記載している金額の範囲内にしてください。
- ・ なお、作成した動画は、やまぐち結婚応援センターのホームページ等に掲載予定であるため、肖像権や著作権等の権利関係、個人情報等には十分注意の上、後年度以降の掲載に当たっても使用料等が発生しないものを作成してください。

※(参考)仕様書3(1)

ア やまぐち結婚応援パスポート協賛事業所の登録促進

【上限額】1,500千円(税抜)

イ テレビCMの放送

【上限額】3,000千円(税抜)

ウ WEB広告

【上限額】6,000千円(税抜)

エ 結婚支援に関する動画作成

【上限額】1,500千円(税抜)

オ その他

【上限額】 規定なし

※（参考）実施要領 2

予算限度額 金 14,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

【質問 2】

（エ）結婚支援に関する動画作成について
こちらの動画の仕様等に規定はございますでしょうか。（制作本数、動画の長さ等）

【回答】

- ・ 特に仕様等の規定はなく、どのような動画作成（制作本数、動画の長さ、内容等）にするかは、企画提案者にてご検討ください。